

### 第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰に対応した取り組みを実施する市内中小企業等を応援するため、事業者が自ら策定した事業計画に基づき実施する取り組みに対して、予算の範囲内において第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者である者
  - (2) 市内に事業所を有し、かつ、今後も市内において事業を継続する意思のある者
  - (3) 市税の滞納がない者
  - (4) 市が実施する「経済状況のモニタリング調査」及び「省エネルギーに関する施策の推進に必要な調査」に対して、情報提供等の協力ができる者
  - (5) 市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」に登録している者
  - (6) 国が実施する「パートナーシップ構築宣言」へ登録している、又は実施期間内に登録する者
  - (7) 「東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金」又は「第2弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金」の交付を受けていない者。ただし、LED照明設備導入枠を申請しようとする者はこの限りではない。
- 2 前項の規定に定める者のほか、別表1に掲げる、補助金の申請支援及び受付補助に関する業務を実施する機関（以下「申請支援機関」という。）とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）
  - (2) 暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者
  - (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
  - (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第

2条に規定する風俗営業

(6) 公益、福祉、医療その他の非営利法人

(7) その他市長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、東広島市内で事業活動を営む事業場等において、事業者自らが策定した事業計画に基づいて実施する取り組みであり、次の各号に掲げるいずれかの事業とする。

(1) 効率化・生産性向上設備導入枠

既存業務の効率化又は生産性向上に資する設備を導入する事業。

(2) 省エネ設備更新枠

既存設備を更新して省エネルギー化を図る事業。

(3) LED照明設備導入枠

既存の照明を発光ダイオード機器（LED）に更新する事業。

2 前項の規定にかかわらず、本要綱に基づき実施する事業が、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を受けている場合は、補助対象事業としないものとする。

3 補助対象事業の申請に当たっては、次の各号のとおりとする。

(1) 効率化・生産性向上設備導入枠及び省エネ設備更新枠は、併用して申請することはできない。

(2) LED照明設備導入枠は、前号に掲げるいずれか一方の枠と併用して申請することができる。

(3) 前2号の規定により複数の補助対象枠を併用して申請する場合は、それぞれの補助対象経費及び事業内容を明確に区分して申請しなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる条件を満たし、かつ、別表2に掲げる費目に該当するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

(1) 補助対象事業の実施期間内に契約・実施・支払が完了するもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもの。

(2) 補助対象事業を実施するために必要不可欠な経費であり、かつ、本事業の対象として明確に区分できるもの。

(3) 当該業務を本業として営む者へ直接委託・契約するもの。ただし、申請者が対外的に自社の通常業務としている業務を外部委託した場合の経費は、補助対象としない。

(補助率及び補助金額)

第5条 第3条に規定する枠ごとに補助率及び補助金の額は次のとおりとし、複数の枠を併用する場合は、各枠について算定した補助額の合計額をもって補助金額とする。

(1) 効率化・生産性向上設備導入枠

補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は90万円のいずれか低い額とする。

(2) 省エネ設備更新枠

補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は50万円のいずれか低い額とする。

(3) LED照明設備導入枠

補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は50万円のいずれか低い額とする。

2 申請支援機関にあっては、申請受付件数に1万円を乗じた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付申請書(別記様式第1号(その1))に、次の各号に掲げる必要書類を添えて、申請支援機関を通じて、市長に提出しなければならない。

(1) 第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ事業計画書(別記様式第2号)

(2) 誓約書兼同意書(別記様式第3号)

(3) 補助事業に係る経費額の根拠書類(見積書等)

(4) 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類(履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書等)

(5) 市税に滞納がないことの証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする申請支援機関は、受付件数確定後に、第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付申請書(別記様式第1号(その2))を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付する旨を決定したときは第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付決定通知書(別記様式第4号(その1))(申請支援機関にあっては、第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付決定通知書(別記様式第4号(その2)))により、交付しない旨を決定したときは第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金不交付決定通知書(別記様式第5号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うに当たり、必要に応じて専門的知識を有する外部有識者の意見を聴取することができるものとする。

3 市長は、第1項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により申請した事項を変更しようとするとき（別表3に掲げる軽微な変更として市長が定めるものを除く。）又は当該交付決定に係る補助金を受けて実施する事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金計画変更（中止・廃止）申請書（別記様式第6号）に変更に係る事項を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金計画変更（中止・廃止）決定通知書（別記様式第7号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者（申請支援機関を除く）は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は令和9年2月15日のいずれか早い日までに、第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由があると市長が認めるときは、当該事由がやんだ後、遅滞なく提出するものとする。

- (1) 第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援事業実施報告書（別記様式第9号）
- (2) 補助事業に係る経費の領収書又は支払を証する書類その他これらに準ずる書類の写し
- (3) 国の「パートナーシップ構築宣言」へ登録したことが確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請支援機関にあっては、第6条に規定する交付申請により、実績報告がなされたものとみなす。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容が交付決定の内容（第8条第3項の規定による承認をした場合にあつては、その内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を、第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金額確定通知書（別記様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者は、前条の額の確定通知を受理した後、第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(管理及び処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助対象設備を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に規定する耐用年数が経過する日まで、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する日まで、補助対象設備を補助金の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

（適用除外）

第14条 第3条、第4条及び第8条の規定は、申請支援機関には適用しない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けた補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表 1 (第 2 条関係)

申請支援機関
東広島商工会議所
黒瀬商工会
広島県央商工会
安芸津町商工会

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象事業	費目	備考
(1) 効率化・生産性向上設備導入枠	機械器具費、施設改修費、システム導入費、指導・調査費	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象経費は、当該補助事業の実施に直接必要かつ不可欠な費用に限るものとし、補助事業以外の用途に供する備品、資材、工具、機械設備その他の汎用品の購入費は対象外とする。</li> <li>太陽光発電設備、リチウムイオン電池システムは対象外とする。</li> </ul>
(2) 省エネ設備更新枠	機械器具費、施設改修費、システム導入費、指導・調査費	
(3) LED照明設備導入枠	LED照明設備の設置に係る本工事費、附帯工事費その他のLED照明設備の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費	

別表 3 (第 8 条関係)

区分	軽微な変更の内容
(1) 補助対象経費の減額及び配分の変更	①補助事業に要する経費の全体の20%以内の減額となる変更をする場合 ②補助対象経費の費目間において、20%以内の範囲で経費を流用する場合
(2) 補助事業の内容	第7条の規定により交付決定した事業計画の達成に影響がない範囲の変更